群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科修士論文審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則第33条第3項及び群馬県立県民健康科学大学学位規程第5条の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科(以下「本研究科」という。)における修士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(修士論文提出の資格)

- 第2条 修士論文提出の資格を有するものは、所定の単位18単位以上を修得した者又は修得見込みの者で、必要な研究指導を受け、中間報告を所定の回数以上実施した者とする。
- 2 本研究科の研究科教授会(以下、「研究科教授会」とする)において優れた研究業績を上げたと認められる者については、在学期間を1年間まで短縮することを認める。

(中間報告の時期)

第3条 第2条に規定する中間報告を実施する時期は、毎年度9月及び2月の2回とする。

(中間報告の回数)

- 第4条 第2条の規定する中間報告について、学生は、修士論文提出までに3回以上実施するものとする。
- 2 第2条第2項に基づき在籍期間を短縮する場合、学生は、中間報告を在籍期間中において第3条の規定に該当するすべての時期で実施すれば、実施回数は3回未満でもよいものとする。

(修士論文審査願の提出)

- 第 5 条 修士論文の審査を希望する学生は、修士論文審査願を所定の期日までに本研究科の研究科長に提出するものとする。
- 2 修士論文審査願に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 審査願
 - (2) 修士論文の概要(2,000字以内)
- 3 第2項第1号の修士論文審査願の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 4 第2項第2号の修士論文概要の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(修士論文審査願の審議)

第6条 研究科教授会は、第5条の規定に基づき提出された修士論文審査願について、受理の可否を審議するものとする。

(研究審査委員会)

- 第7条 第6条の規定に基づき修士論文審査願が受理された場合、研究科教授会は修士論文審査願が受理された学生(以下「当該学生」とする。)について研究審査委員会を設置し、以後の修士論文審査に充てるものとする。
- 2 研究審査委員会の委員は、当該学生の研究指導教員1名及び研究指導を行わない教員2 名以上を含む、研究科教授会を構成する教員3名以上を以て充てるものとする。
- 3 研究審査委員会の委員長は、審査の公平性を考慮し、当該学生の研究指導教員以外の教 員がこれに当たるものとする。
- 4 研究科教授会で必要と認めたときは第2項の委員に他大学の教員等の有識者を委嘱することができる。

(修士論文の提出)

- 第8条 第6条の規定に基づき修士論文審査願が受理された場合、当該学生は、所定の期日までに修士論文を研究科長に提出するものとする。
- 2 当該学生は、修士論文の提出に際し、第7条に規定する研究審査委員会の人数分の写し を提出するものとする。

(修士論文審査実施の可否の判定)

- 第9条 第8条に基づき修士論文が提出された場合、研究審査委員会は提出された修士論 文の内容を確認し、第10条に規定する修士論文の発表及び第11条に規定する最終試験 の実施の可否について判定し、研究科教授会に報告する。
- 2 研究科教授会は前項の報告に基づき、修士論文の発表及び最終試験の実施を決定する。

(修士論文の発表)

- 第10条 第6条の規定に基づき修士論文審査願が受理された場合、研究科教授会は、修士 論文に係る研究発表の場として、公開の発表会(以下「修士論文研究公聴会」とする。) を開催するものとする。
- 2 前項の修士論文研究公聴会の期日、方法及び場所については、研究科教授会が決定する。

(最終試験)

- 第 11 条 研究審査委員会は、第 10 条に規定する修士論文研究公聴会の実施後、提出された修士論文の内容及び専門領域に関する学力について、口頭試問による最終試験を行うものとする。
- 2 前項の最終試験の期日及び場所については、研究審査委員会が決定する。

(修士論文審査判定会議)

第12条 研究審査委員会は、最終試験実施後に修士論文審査判定会議を開催して提出され

た修士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行い、結果を審査報告書にまとめ、研究科 教授会に報告するものとする。

- 2 審査においては、研究審査委員会の委員(委員長を含む。以下同じ。)全員が個別に合否 判定を行うものとする。
- 3 審査判定については、前項による審査結果において、研究審査委員会の委員全員が合格 と認めた場合に限り合格とすることを原則とする。
- 4 研究審査委員長は、各委員の意見及び個別評価を含む審査結果を取りまとめ審査報告書を作成するものとする。
- 5 審査報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 修士論文の内容の要旨(2,000字以内)
 - (2) 修士論文の審査の要旨(2,000字以内)
 - (3) 最終試験の結果の要旨
 - (4) 第2項による研究審査委員会委員から報告された審査結果
- 6 審査報告書には、研究審査委員会委員が署名捺印するものとする。

(修士論文の公表)

第13条 群馬県立県民健康科学大学学位規程第6条第2項の規定に基づき学位授与を認められた学生は、学位授与を認められた修士論文を印刷製本した上で、研究指導教員及び研究指導補助教員に提出するとともに、群馬県立県民健康科学大学附属図書館にも収蔵し、公開するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が 別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。